

## 令和5年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

### ○大島生活衛生課長

これより、令和5年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。

私は、神奈川県食の安全・安心推進会議の幹事会で幹事長を務めております、生活衛生課長の大島です。本日、全体の進行役を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方のお席にはマイクを設置しております。マイクは声に反応して自動でスイッチが入りますので、ボタンを押さずにそのままの状態でもマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。それでは、審議会の開会にあたり、神奈川県食の安全・安心推進会議座長の首藤副知事に代わりまして、神奈川県健康医療局生活衛生部の小笠原部長から御挨拶を申し上げます。

### ○小笠原生活衛生部長

皆様こんにちは。神奈川県健康医療局生活衛生部長の小笠原でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日に感染症法上の位置付けが5類に変更になりました。この3年あまりの間、コロナ禍と言われるものは私たちの生活様式に大変大きなインパクトを与えております。

そのインパクトは、飲食業の業界においても同じでございます。例えば、多くの飲食店でテイクアウトやデリバリーが行われるようになりました。こうした活動というのは、おそらく今後もずっと続いていくと思われまして、我々もそれに応じた対策が、今後も求められていくと思っております。

また、国内外の旅行客が大変増えているというのは、本当に肌感覚でわかるところでございまして、まだまだコロナ禍前ほどではないのかもしれませんが、大変多くの観光客の方が、県内を訪れていただいているという実態もございます。

そうした中、昨年、幸いにも神奈川県内では、食に関わる大きな事件や事故といったものは発生しておりません。ただ、食中毒だけにピンポイントをあてて見ますと、そこそこ発生しておりまして、今は発生件数がコロナ禍前に並ぶぐらいの状況になってきております。

このコロナ禍が落ち着いたここで、改めて食の安全・安心の確保を推し進めていく必要があると認識をしているところでございます。

本日の会議でございますけれども、令和4年度の食の安全・安心行動計画の実施結果を御報告させていただきまして、様々な御意見をいただきたいと思います。また、審議会委員の任命時期の見直しについて御提案させていただきたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

今後とも委員の皆様におかれましては、食の安全・安心の確保の推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○大島生活衛生課長

ありがとうございました。

神奈川県食の安全・安心審議会規則第5条第2項により、本審議会の定足数は過半数となっております。本日は、委員16名のうち、現在12名の委員の方々に御出席をいただいておりますので、定足

数を満たしていることを報告いたします。なお、磯崎委員、下島委員、由良委員、萩原委員からは本日、所用により御欠席の連絡をいただいております。

また、神奈川県消費者団体連絡会の柿本章子委員が退任されて、新たに齋藤静子委員に御就任いただいておりますので、御紹介をいたします。齋藤委員一言よろしいでしょうか。

○齋藤委員

神奈川県消費者団体連絡会の齋藤静子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

ありがとうございました。

本日の会議は県の「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、会議及び会議記録については公開となっておりますので、御了承ください。また、審議会でいただいた御意見は、県政運営の基本方針となる新しい総合計画の参考にさせていただきます。

次に、資料の確認をお願いします。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

生活衛生課食品衛生グループの阿久津と申します。よろしくお願いいたします。本日の資料ですが、事前に御検討いただくため、7月4日付けで同じものをお送りしております。

まず、次第です。裏面が審議会委員の名簿となっております。その次が、資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和4年度版）実施結果」です。続きまして、資料2「神奈川県食の安全・安心審議会委員の任命時期の見直しについて」という1枚の資料となっております。続きまして、参考資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和4年度版）」、参考資料2「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」、参考資料3「かながわ食の安全・安心行動計画（令和5年度版）」、参考資料4「神奈川県食の安全・安心審議会規則及び傍聴要領」を御用意いたしました。また、事前にお配りしてない資料としまして、机の上に座席表と、「かながわ農業活性化指針リーフレット」を参考にお配りしております。以上でございます。

○大島生活衛生課長

資料で不足しているもの等はございませんでしょうか。

よろしければ、これ以降の進行につきましては、木村会長にお願いをしたいと思います。木村会長よろしくお願いいたします。

○木村会長

それでは、お手元に配付してあります会議次第に基づいて、議事を進めて参りたいと思います。

本日の進行ですが、まず、議題の「かながわ食の安全・安心行動計画（令和4年度版）実施結果」について、事務局から説明をいただきまして、その後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

## ○生活衛生課 國友技幹

生活衛生課食品衛生グループの國友と申します。

資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和4年度版）実施結果」について、御説明いたします。行動計画は、大きく分けて2つの柱で構成されています。1つ目が1ページから始まる「生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進」です。2つ目は18ページから始まる「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」です。1つ目の柱はさらに2つに分かれていて、1ページ目から始まるフードチェーンの上流にあたる「生産段階」についてと、7ページから始まるフードチェーンの下流にあたる「製造・輸入・調理・販売段階」についてで、構成されています。

まず、1ページ目の「1 生産者等における自主管理の促進」についてです。農業者、畜産農家、漁業者等の自主管理の促進に係る実施状況につきましては、いずれの取組みも着実に進められております。

2ページの「2 生産者等に対する指導等の実施」における「(1) 農業者等に対する指導等の実施」について、農薬の適正使用指導、立入検査ともに着実に進められております。「(2) 畜産農家等に対する指導等の実施」についてです。「ア 動物用医薬品、飼料の適正使用の推進」で、1つ目の○ 畜産農家等に対し、動物用医薬品・飼料等の適正使用の指導で、薬剤耐性菌発現状況調査を3件計画していましたが、検体が確保できず、2件の実施となりました。また2つ目の○ 動物用医薬品販売業者、飼料販売業者等に対する監視指導で、動物用医薬品販売業者の立入件数は計画を上回って実施しましたが、飼料販売業者等への立入検査は計画を下回る結果となりました。

続きまして3ページ目です。「イ 家畜の衛生検査」について、畜産農家への衛生管理指導、BSE検査、豚熱への対策ともに着実に進められております。

3ページから4ページを御覧ください。「(3) 漁業者等に対する指導等の実施」の「ア 水産用医薬品の適正使用の指導」について、水産用医薬品の適正使用説明会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しましたが、代わりに巡回による指導を実施しました。「イ 養殖魚類における水産用医薬品の残留検査」について、着実に進められています。「ウ 貝毒原因プランクトンのモニタリング及び貝毒検査」についてですが、モニタリングは計画どおり実施しましたが、貝毒検査は検体が確保できず、計画どおりには実施できませんでした。結果は県のウェブサイトで公開しました。

4ページから5ページを御覧ください。「(4) 農林畜水産物等の放射性物質検査及び指導の実施」については、着実に進められており、農林畜水産物等33検体、浄水等48検体について実施した放射性物質検査で基準値を超えたものはありませんでした。

5ページから6ページを御覧ください。「3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」は、資料のとおり着実に進められております。

6ページを御覧ください。「4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止」における交雑等の防止の推進等の取組みについては、着実に進められております。

続きまして、7ページからは「生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進」のうちの「製造・輸入・調理・販売段階」の結果になります。「5 食品営業者等における自主管理の促進」の「(1) 食品営業施設等における自主管理の促進」の取組みですが、「イ 食品衛生責任者等衛生講習の実施」について、一部eラーニング形式を活用して実施したため、対面形式の開催回数が計画数を下回っています。このほか、「ア 衛生管理等の促進」、「ウ 食品衛生自主管理の促進活動の支援」、「エ 流通・販売業者への情報提供等」を行う取組みは着実に進められています。「(2) と畜場にお

ける自主管理の促進」で計画しておりました従事者等に対する衛生講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、代替として啓発資料の配布を行いました。

8 ページから 9 ページを御覧ください。「(3) 公立学校における自主管理の促進」では、「ア 学校給食における食品の腸管出血性大腸菌 O157 検査等」を計画どおり実施しました。また、「ウ」の教職員等対象の研修講座も計画どおり開催しました。

9 ページ中ほどを御覧ください。「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」における「(1) ア 食品営業施設等に対する監視指導」では、広域流通食品の製造施設・調理施設等の監視指導結果が計画数を下回りました。

また、10 ページにあります「(2) ア と畜場等の監視指導」結果では計画数を上回っていますが、「イ 食鳥処理場等の監視指導」では計画数を下回りました。計画数を下回った理由は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一部事業を中止したためです。

10 ページから 11 ページにかけて御覧ください。「(3) と畜場における衛生検査」の「ア 食肉の検査」では、と畜場に搬入されたすべての家畜について、と畜検査を実施しました。また、「イ 食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査」は、検査を計画どおり実施しました。そのうち、2 検体、豚の筋肉と豚の腎臓から基準値を超える抗菌性物質が検出されたため、販売禁止命令と回収命令を行いました。「ウ BSE 検査」の取組みは着実に進められております。

次に、11 ページから 12 ページにかけての「(4) 流通食品等の抜き取り検査等」についてです。「ア 食品等の検査」をほぼ計画どおり実施しました。検査の結果、違反が 2 件あり、関係自治体への通報や販売禁止命令及び回収命令を行いました。内訳は、輸入菓子から指定外添加物が検出されたもの、アイスマルクから大腸菌群が検出されたものになります。また、「イ 食品検査の信頼性の確保について」の取組みは着実に進められております。「ウ いわゆる健康食品の検査」について、ほぼ計画どおり実施しました。そのうち、1 検体から医薬品成分が検出されましたので、記者発表とホームページ掲載により、県民への注意喚起を行うとともに、販売業者を所管する自治体に情報提供を行いました。「(5) 食品中の放射性物質への対応を推進する取組み」は着実に進められております。

13 ページを御覧ください。「(6) 輸入食品の安全性確保を推進する取組み」は、資料のとおり着実に進められております。

13 ページから 14 ページを御覧ください。(7) の食品等の自主回収、(8) の食品の違反・苦情等への対応について、資料のとおりいずれも着実に進められております。

14 ページから 15 ページを御覧ください。「7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」について、公益社団法人神奈川県食品衛生協会が人材育成を行っている講習会に講師を派遣し、食品表示を含めた食品衛生全般について講義を行いました。他に食品衛生監視員やと畜検査員に対する研修を実施しました。また、食品衛生法に基準が定められていない化学物質や細菌等についての実態調査や、家畜の疾病や食肉・食鳥肉に関する調査研究を実施しました。

15 ページから 17 ページにかけて御覧ください。「8 食品表示の適正の確保の推進」では、「ア」の窓口による相談対応、「イ」の食品関連事業者を対象とした適正表示推進講習会や食品衛生責任者講習会、「ウ」から「キ」までの食品表示法、米トレーサビリティ法、景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法といった、各種、法に基づいた正しい表示の指導、「ク」の抜き取り検査による確認、「ケ」の食品表示に関する情報発信等を実施しました。いずれの取組みも着実に進められております。

18 ページからは、大きな柱の 2 つ目に当たります「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケー

ション)」の結果について記載しております。はじめに、「9 情報の共有化の推進」の「ア」についてですが、「食の安全・安心基礎講座」を5回開催しました。食品添加物や健康食品、食物アレルギーや輸入食品、他にも手洗い実習を含んだ食中毒予防と毎回違う内容をテーマにして開催しました。また、「食の安全・安心ラボ」では、大学の学園祭に参加して、正しい手洗い体験等を通じて、来場者の方に、食の安全・安心に関する理解を深めてもらいました。「イ」の出前講座では、県民からの要望に応じて講師を派遣しました。

18 ページから 19 ページを御覧ください。「ウ 食の安全・安心に関する情報発信等」では、「かながわの食の安全・安心ホームページ」の内容の充実を図りました。また、ツイッターによる情報提供の回数を大きく増やし、県民へ広く情報発信を行いました。「エ」の小学生への情報提供では、小学生に理解しやすいように子ども向けのホームページを作成し、公開しました。

19 ページから 20 ページにかけて御覧ください。「オ 自主回収情報の公表等」ですが、食品衛生法及び食品表示法の改正により、新たに国の制度が創設されたため、国のホームページに集約しました。

「カ」では、インターネットアンケートを活用して情報提供を行いました。また、「キ 食品関連事業者の自主的な取組の情報提供」では、食品関連事業者の自主的な取組みに関して、了解を得られたものについて、県のホームページにリンクを貼り、紹介しています。「ク 食育の推進に関する施策と連携した情報提供」では、食育を推進するため、保健所設置6市を含めた県内全小学校の6年生を対象に、リーフレットを作成し、配布しました。「ケ 相談窓口による対応」では、「かながわ食の安全・安心ダイヤル」等で相談を受けるとともに、相談及び回答事例をホームページに掲載しました。

21 ページを御覧ください。「コ」及び「サ」では、県内保健所設置市や国等の関係機関と情報共有のため、会議を開催し、意見交換を行いました。

21 ページから 22 ページを御覧ください。「シ 食中毒の注意喚起」では、夏の「食中毒予防週間」と冬の「ノロウイルス食中毒警戒情報」発令期間を中心に、県民へ注意喚起を図りました。また、年間を通じて、食中毒の発生、またその疑いがあるときは、原因究明を迅速に行い、被害拡大防止及び再発防止に向けた対策を講じました。

次の「10 関係者による意見交換の促進」の「ア かながわ食の安全・安心キャラバンの開催」についてです。令和4年度はゲノム編集食品等について、ホームページに動画を掲載し、視聴された方から御意見、御質問を受け付け、その内容と回答をホームページに掲載する方法で実施しました。「イ インターネットアンケートを活用した意見募集」では、20 ページでも触れていますが、県の「電子申請システム」を活用し、食の安全・安心について意識調査を実施して、結果をホームページに掲載するとともに、次年度計画等を策定する際の参考としました。

また、「ウ 県民からの意見・提案の募集」ですが、食の安全・安心の確保に関する県の施策について、県民から意見募集を随時受け付けています。ホームページで周知を行うほか、基礎講座等の参加者に呼びかけを行いました。

24 ページを御覧ください。まとめです。3つ目の○印から順番に御覧ください。目標計画数を掲げて実施した36項目のうち、25項目について計画数を満たすことができました。一部の項目は計画数を満たすことができませんでしたが、その理由は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の継続により、講習会の開催方法の見直しや、検体確保ができなかったこと等によるものでした。

重点的取組みとした食品表示の適正の確保の推進については、県民や関係機関等からの情報提供等に基づき、調査、指導等を行うとともに、講習会やホームページ等を活用し、適正表示に係る啓発を

図りました。

同じく重点的取組みに位置付けているリスクコミュニケーションの推進について、「かながわ食の安全・安心基礎講座」等では、食品添加物や食物アレルギー等をテーマにオンラインを活用した講義を行うとともに、対面開催では正しい手洗いを学ぶための体験実習を行う等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮しながら、県民への情報提供に努めました。

また、「かながわ食の安全・安心キャラバン」では、対面開催は中止となりましたが、インターネットを活用して双方向のコミュニケーションを図りました。このほか、ホームページを用いて、食の安全・安心に関する情報についてアンケートを行い、参加者から挙げられた意見を次年度計画等を策定する際の参考としました。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響は続きましたが、eラーニング形式の講習会やリスクコミュニケーション事業のオンライン併用等、開催方法を工夫し、感染防止対策に配慮した上で事業を行いました。資料1の説明は以上でございます。

○木村会長

どうもありがとうございました。それでは、この行動計画は「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」に基づくものですので、実施結果について、審議会から意見を述べたいと思います。御質問も含めて、委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。山口委員、お願いします。

○山口委員

御説明ありがとうございました。非常に理解が深まりました。2点ほど質問がございます。ページで申し上げますと14ページの真ん中あたりです。「(1) 食品営業者における指導的立場の人材育成」というところで、人材の育成をするための講習会を開催されたという表現になっておりますが、これというのは、そのあと何か資格化みたいなことに繋がるのでしょうか。その辺をちょっと教えていただきたい。あと、その下の「(2) 食品衛生監視員等に対する研修」のところ、食品衛生監視員やと畜検査員が出てきますけども、(1)と(2)では何が違うのか、御教授いただければ大変ありがたい。

もう1点ございます。17ページの「コ 食品表示に係る情報提供の促進」ということで、多くは企業側から見ると、ESGとかSDGsとか企業の社会的責任に繋がるような取組みになるわけですが、その働きを活用されたということで大変結構なことだと思います。具体的に何か効果があったのであれば、こんなことに繋がりましたというような具体的事例があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○木村会長

どうもありがとうございました。大きく2つの質問がございました。1つずつお答えいただければと思います。1つ目は14ページに関するものでございます。(1)の講習会が資格に結びつくのかということ。それから同じく(2)の食品衛生監視員等というのがありますが、この(2)との違いについて、お答えいただけますか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

御質問ありがとうございました。まず、14 ページ、7 の「(1) 食品営業者における指導的立場の人材育成」についてです。こちらは、食品関係団体の公益社団法人神奈川県食品衛生協会に、会員の方を指導する立場である食品衛生指導員という制度があり、その食品衛生指導員を養成するための講習会ということになっております。食品衛生指導員が会員の施設を巡回指導する事業は、食品衛生協会の自主活動という位置付けとなっており、食品衛生指導員を育成するために、保健福祉事務所等の食品衛生監視員が講習会で講師となり、新しい知識や情報を伝え、自主活動に活用していただくというものになります。

続きまして、「(2) 食品衛生監視員等に対する研修」の部分です。「ア」の食品衛生監視員というのは、保健福祉事務所等に勤務し、飲食店や食品工場に立入調査をしたり、営業許可の調査をしたり、食品衛生に関する業務を行う県の職員になります。こちらの食品衛生監視員に任命されるには資格等が必要で、県では薬剤師や獣医師の免許を持っている職員が多くを担っております。「イ」のと畜検査員というのは、と畜場法に基づいて、と畜場で、豚であればお肉になる前の豚が活着している間の検査、と殺をした後の検査、解体した後の検査をする職員です。こちらは全員獣医師となります。以上でございます。

○木村会長

ありがとうございました。山口委員、今の1つ目の回答に関してはよろしいでしょうか。

○山口委員

はい、結構です。ありがとうございました。

○木村会長

それでは2つ目は、17 ページの企業の情報提供の取組みによって、どういう効果があったのか。具体的な効果について、情報がありますかという質問です。事務局からお答え願えますか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

お答えいたします。こちらの事業は、県民の方にも健康に気を使っている方が多くいらっしゃいますので、表示の義務付けがされていない事項も食品関連事業者の方に自主的に情報提供をしていただくようお願いをしている事業になります。

実際に、ある食品のこういうことを知りたいという問い合わせを県にいただいた時に、食品表示はスペースに限りがありますので、ホームページ等を御案内することができた事例もございます。このような経験を通じて、企業側が積極的に情報提供していると感じているところでございます。以上でございます。

○木村会長

ありがとうございました。山口委員、今の回答に対して、よろしいでしょうか。

○山口委員

ありがとうございました。この実施結果に具体的に記載するというのは、無理があるかなと思いま

した。少し気になったのは、かつて偽装問題があったので、ちゃんとやっていることに誰しもが関心持つところだと思います。このように取組みをしたというだけでは、ちょっと惜しかったなという感じもあり、御質問させていただきました。いずれにしましても、実施結果に記載できないところもあると思いますので、今のお答えで結構です。ありがとうございました。

#### ○木村会長

どうもありがとうございました。では、他の御質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。矢野委員、お願いします。

#### ○矢野委員

私は、総論的なところにつきまして2点、それから各論で1点質問させていただきます。

まず、総論の1点目です。リスコミュニケーションというのは、とても大事なことだと思いますし、いろいろな県民参加型で、広く県民に食の安全・安心を考えていただくという時には、本当に外すことができないと思っています。ただ今回、色々なところで、やっぱり新型コロナウイルスのためというような、それを原因として実際にはできなかったもの、一部中止になったものというのが、このまとめの中にも結構あったかと思っています。

確かに、それはそうですが、いろいろなやり方があると思うので、例えば、そこに実際に行かなくても、データでしっかりと検査することもできるのではないのかということも含めまして、もっともっと工夫していただきたいというのがあります。

それなので、総論のまとめ方として、数値化できるものに関しては、何件計画して、それに対して何件実際やったので、何%実施したというまとめ方になっていますが、このまとめ方だけではなくて、例えば、詳細な資料は別にあるのかもしれませんが、どのくらいの方が参加したのかなどの人数的なものが、私は重要なことだと思いますという総論として1点目です。

それから、2点目の総論的なことです。今回のまとめを見ると、県の発信は、主としてホームページで情報提供しているというのが結構多いかと思っています。しかしながら、1県民とすると、ホームページにどのくらいアクセスをされているのか、その具体的な実態調査をされていますかというのが、総論的な質問の2点目です。

それから、各論で1点です。7ページの「イ 食品衛生責任者等衛生講習会の実施」についてです。これは今回、対面ではないeラーニングを使ったということで、特に講習会に関しては、ネットとかデジタルを用いて、できることがいっぱいあると思っています。実際、現在もコロナが収束したとは思っていませんし、今後また、いろいろなものが出てくる中では、やはり従来のやり方に頼っていたのは難しいところが結構あると思います。ぜひ、対面と併用してできること、eラーニングだけではなく、工夫してやって欲しいと思います。

このeラーニングを併用したことによって、令和4年度は大分数字が上がっているような気がします。しかしながら、eラーニングというのは、令和2年度や令和3年度もできなかったはずはなかったかと思っておりますので、そのところは少し対応が遅れているというような認識はされなかったでしょうかという具体的な質問にしたいと思います。以上です。

#### ○木村会長



どうもありがとうございました。総論的な質問1つ目、2つ目という順番にいきたいと思います。まず、総論的な質問の1つ目は、リスクコミュニケーションに関する事で、どれぐらい参加された実績があるのか、お答えいただけますか。大まかな質問ではあるので、個別の案件でそれぞれお答えただいて、それで全体の説明をしていただいても構いません。各論にも関係するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

#### ○生活衛生課 阿久津グループリーダー

御質問ありがとうございます。昨年度のリスクコミュニケーション事業の実施状況につきまして、資料では、18ページからリスクコミュニケーション事業についての内容を載せさせていただいております。この中で、まず、18ページの「ア」の表にある、「基礎講座」を5回開催しました。その結果、合計で約80名の方に御参加をいただいております。続きまして、同じ「ア」の表にある、大学生等を対象にした「食の安全・安心ラボ」を2回開催しました。2回合計で約270名の方に御参加いただいております。次に、16ページの「ケ」の表にある、「食品表示セミナー」という食品表示に特化した講座を4回開催しました。こちらもオンラインと対面を併用して開催いたしまして、約130名の方に御参加をいただいております。次に、22ページの「ア」の表にある、「キャラバン」につきましては、実際には対面では実施できませんでしたので、資料をホームページに掲載して、御質問を受けるという形式で、開催しました。こちらのアクセス数につきましては、1,958件となっております。実際の参加者数については、以上となります。

#### ○木村会長

ありがとうございます。個別にお答えいただいたのでわかりやすかったです。その上で総論ということで、リスクコミュニケーション関係の参加者の把握をどれぐらい積極的に取り組んでいるかという質問でしたが、矢野委員、今の回答に対していかがでしょうか。

#### ○矢野委員

そうですね。今回、特に重点的取組みとして実施されたものに関して、リスクミの場合は、その情報がいかに共有化されているかということが評価の分かれ目だと私は思っているの、評価基準も含めて、それがわかるようにまとめていただくとありがたかったかなと思います。今後、期待しています。以上です。

#### ○木村会長

ありがとうございます。では、続きまして矢野委員からの総論としての2つ目、ホームページのアクセス数をどのように把握しているか、あるいは把握する取組みを行っているかという御質問です。事務局、いかがでしょうか。

#### ○生活衛生課 阿久津グループリーダー

アクセス数につきましては、事業によってアクセス数を実施結果に載せているものもでございます。18ページからのリスクコミュニケーション事業に関しましては、過去3年分のアクセス数の経年変化が確認できるように載せております。例えば、18ページの「基礎講座」のホームページでは、過去の

講座の講義資料や御質問も含め載せております。他に、「食の安全・安心ラボ」、「かながわの食の安全・安心ホームページ」、違反食品や食中毒に関するページ、食品中の放射性物質検査の結果等のページなどアクセス数を経年変化がわかる形で、実施結果に掲載をさせていただいております。

○木村会長

ありがとうございます。矢野委員、よろしいでしょうか。

○矢野委員

アクセス数の経年変化を知りたいということではなく、一歩進んで、アクセス数が年によって差があるのは、なぜかということや、実際はホームページが、県民にうけるような形になっていないのではないかということ課題化した上で、そこをぜひ考えていただきたかったので、アクセス数と言いました。

○木村会長

ありがとうございます。アクセス数を取りましたということで終わってしまっただけでは、その次に繋がらないので、アクセス数が下がったような時に、どういう対策を打つかというようなことで、PDC Aが回るということですね。御質問としては、そのあたりの取組み、アクセス数に対して県としてどのように評価し、どういうアクションを起こしているかということについて、事務局からお答えいただければと思います。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

ありがとうございます。アクセス数につきましては、昨年度の審議会でも少し触れましたが、コロナ禍となり、県のホームページのうち、もちろんすべてではありませんが、コロナ関係以外は軒並みアクセス数が減っているということ、広報部局から聞いております。当課といたしましても、もちろん対策を取らなければいけないと考えておりますが、アクセス数が減った理由というのは、具体的に分かりません。ただ、アクセス数を増やすために、何をしたらよいかということを検討しております。そもそも県の「かながわの食の安全・安心のホームページ」を知ってもらえていないことも1つの課題だと考えております。インターネットだけではなく、講座等での配布物等にホームページ自体の案内を掲載するなど、まだ工夫を始めたばかりではございますが、課題認識を持って取り組んでいるところです。実際にアイデア等があれば、教えていただければ思っているところでございます。以上です。

○木村会長

ありがとうございます。矢野委員、今の回答について、よろしいでしょうか。

○矢野委員

はい。ぜひ、県職員の方だけが知恵を絞って苦勞するのではなく、特に大学関係とかですと、既にコンタクトができていて、研究チームもあるようなので、今後は、そういった若い方たちの知恵もぜひ取り入れていただくことも考えていただければありがたいです。お願いします。

○木村会長

御助言もいただきました。ありがとうございます。続いて、各論になりますが、7ページの(イ)のeラーニングの試みについて、コロナ禍が始まって3年経ったところで、令和4年は実施しているということですが、もう少し早めにはできなかったかという、御質問ですね。

○矢野委員

そうです。結果論ですが、もうやっているところでは、やっていたと思います。

○木村会長

その辺りの遅れた理由という質問になります。事務局、いかがでしょうか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

7ページの食品衛生責任者等衛生講習の実施につきまして、eラーニング形式というのは、令和3年度から開始しております。ただ、資料をゼロベースから作ったり、本県で動画をホームページに掲載する際に必要な字幕を入れる作業であったり、いろいろと時間を要したので、動画の掲載を始めたのが少し遅くなり、積極的な活用に至らなかったところがあります。令和4年度につきましては、動画に必要な修正を加え、また新しい情報を追加し、早い時期からeラーニングと対面形式とを活用した講習会を実施しております。今年度につきましても、対面も大分復活しているところではございますが、eラーニングの良いところを活用していきたいということで、令和5年度につきましては、ホームページに既に掲載しております。以上でございます。

○木村会長

ありがとうございました。矢野委員よろしいでしょうか。

○矢野委員

ありがとうございました。

○木村会長

それでは、他の方、上野委員よろしいでしょうか。

○上野委員

私からは、細かい話ですが、教えていただきたいと思います。16ページの食品の不当な表示の指導で、どういった不当表示があったのかを具体的に教えていただきたいのが1点です。あと、食品表示セミナーの具体的な参加者は、どんな方々で年齢層を教えていただきたいということ、またそれを拡大するための努力をされている点などを教えていただけたらと思います。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

大変申し訳ございません。1つ目の御質問は、16ページの景表法に基づく指導になりますが、本日、

こちらを所管している消費生活課が欠席ですので、後日、議事録で回答させていただきます。御質問としましてはこちらの指導措置内容のことでよろしいでしょうか。

○上野委員

はい。

<消費生活課からの回答>

行政指導の内容は原則として非公表ですが、当課では消費者への注意を呼び掛ける観点から、事業者名が特定できない範囲で一部事例を公表しています。そのため、公表している1件の指導内容についてお答えします。

例としては、「事業者Aが運営する飲食店において、国産の肉と表示をしているにもかかわらず、実際は外国産の肉を提供していた。これは景品表示法第5条第1号に規定する優良誤認表示にあたる疑いがあることから、指導を行った。」というものがあります。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

2つ目の御質問は、「ケ」の表示セミナーの関係ですが、表示セミナーの出席者の年齢層は、アンケートで把握はしていますが、今、手持ち資料がございませんので、こちらも後日、議事録で回答させていただきます。参加人数は4回の合計で約130名になります。

<生活衛生課からの回答>

参加者の年齢層は、20代が6%、30代が7%、40代が6%、50代が26%、60代が21%、70代が26%、80代が8%になります。

○上野委員

それから今後これをさらに拡充していく予定があるか等、御検討されていることがあれば、御紹介いただけたらと思います。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

表示セミナーに関しましては、やはり興味を持っている方が大勢いらっしゃるというのもありますので、引き続き今年度も計画しております。また、様々な地域の方に御参加いただけるようにオンラインと、インターネットがちょっと苦手な方もいらっしゃいますので対面開催を併用して、様々な方に参加いただけるような形をとっております。

また、当日の資料をホームページに掲載して、どうしても当日参加が難しかったという方にも情報提供をしております。また、アンケートの中で、こういうテーマについて聞きたいとの御要望があれば、そのテーマについて、次回以降検討していきたいと思っております。以上です。

○木村会長

ありがとうございます。食品表示はとても大事なものなので、事業を継続していただけたらと思い

ます。よろしく申し上げます。

時間のこともありますが、まだいくつかは質問を受けられると思います。はい、それでは橋本委員  
申し上げます。

#### ○橋本委員

畜産会の橋本です。2点質問と、1点は県にお礼を申したいと思います。質問は、11ページの食肉の検査のところで、豚で不適数が2件出ています。神奈川県は、東京に次いで第2の消費県と言われている中で、全国から荷が集まってくる場所でもあると思います。この2件が県内出荷のものなのか、県外出荷から入ってきたものなのか、それが分かれば教えていただきたいと思います。

それからもう1点、19ページのツイッターの件、昨年度の審議会でツイッターがなかなか伸び悩んでいるとのことで、あの後、私もフォローさせていただきましたが、やっぱり流れてくる内容が今一歩というところがあって、伸び悩んでいるということを実感しました。

そこで、フォロワー数もあまり増えてないと思いますが、今後、何か改善するような対策がとられているかどうか、案があれば教えていただきたいと思います。

最後、県へのお礼ですが、昨年度、全国的に鳥インフルエンザが猛威を振るいました。全国的な鶏の殺処分により、卵の流通量は少なくなり、皆さんも御承知のとおり、スーパーから卵がなくなり、外食産業でも卵が料理に使われなくなるといった中で、神奈川県内でも多くの野鳥からウイルスが取れているような状況の中で、神奈川県内では、1件も養鶏農場での発生がありませんでした。これは、非常に素晴らしいことだと思っています。神奈川県の消費を守るという意味では、1件も出さなかったという意味で、神奈川県の養鶏農家さんは、経営もそうですけど、ちゃんと消費者のもとに卵を届けられたということに関して、防疫指導・支援していただいた県関係機関に対してここでお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○木村会長

どうもありがとうございました。では、11ページの質問に関して、事務局からお答えください。

#### ○生活衛生課 阿久津グループリーダー

11ページの食肉及び食鳥肉の動物用医薬品の検査の違反検体2検体というのは、1頭の豚の筋肉と腎臓とを検査をしており、両方から動物用医薬品を検出しましたので、検体数として2検体になりますが、頭数として1頭ということになります。その豚の出身は県外ということになります。

#### ○木村会長

ありがとうございました。橋本委員、今の回答について、よろしいでしょうか。

#### ○橋本委員

もし今後、どこから入ってきたものかということが明記でき、神奈川県内でないと分かると少し安心することができます。ありがとうございます。

#### ○木村会長

19 ページのツイッターについて、これは前回のこの審議会でも大分議論になった案件ですが、なかなか大きな難しい問題であります。ツイートとフォロワー数を増やしていくことについて、その後のこともありますので、県としてどういう対応を考えているかというような御質問だと思います。事務局、いかがでしょうか。

#### ○生活衛生課 阿久津グループリーダー

ありがとうございます。ツイッターにつきましては、前回の審議会でも、やはり食品や楽しいこととかではないと、なかなかフォロワー数が増えないという御助言もいただきました。当課のイベントだけではなく、厚労省や食品安全委員会などのいろんなイベントのことをお知らせし、楽しいものを探しているところではございますが、それだけでは難しいかなと思っております。

また、まず知ってもらうことも大事というので、当課の食の安全・安心のツイッターのフォロワー数が少ないので、15 万人フォロワーがいる県庁広報ツイッターのリツイートも活用しております。その結果、どれほど繋がったのかという情報は、手元にありませんが、まずは知ってもらうということに取り掛かり始めたところではございます。一方で、民間の方の広報力も活用させていただいて、一緒に取組んでいくことも考えているところではございますが、まだ検討段階で、具体のところには至ってない状況です。以上でございます。

#### ○木村会長

どうもありがとうございました。今後、このツイッターの問題と先ほどのホームページの問題について、どうやって、より積極的に県民の方に参加してもらえるかという、何かアイデアがあれば、この場でなくても、逐次、委員の方からも県の方に助言をいただけると、トライアンドエラーということもありますので、よろしいかと思います。ありがとうございました。

時間も迫ってきておりますが、ぜひ確認しておきたいということがありますか。はい、それでは真鍋委員よろしくお願ひします。

#### ○真鍋委員

これまでのホームページとか広報とか、県民の皆様への情報提供のあり方みたいな議論がされているので、それと重複してしましますが、12 ページの「ウ」のひし形の 1 番目上です。いわゆる健康食品の検査というところで、医薬品成分検出検体数 1 件というのがあり、これを県民に注意喚起したという内容になっています。注意喚起をするということは、何か体への危険性みたいなものがあつたから、注意喚起することになったのかと思います。このような場合は、ホームページとかではなく、直接県民のスマホとかに届くような手法が取れないのかと思ひました。

今、神奈川県はコロナウイルスについて、定点観測による現在の感染者数が、登録をしている人に、週に何回か届くようになっております。このような形で、登録する方に限ってしまうかもしれませんが、直接個人のスマホに、そういう注意喚起だとか、危険性があるようなことは、そういう手法でできないのかなと思ひました。

今回は販売業者を所管する自治体に情報提供したということなので、その自治体がやることになるのかと思いますが、その辺も考えていただけるといいのかなと思ひます。ホームページに記事は出しても、アクセスしてくれなければ、全然届かないわけなので、直接届くような方法をこれから検討

なさるというお話でしたので、それをなさっていただきたいというのが1つです。

それから質問です。6ページの農畜水産物の生産技術の調査研究というのがありますが、それぞれ技術センターが、農業、畜産、水産とあるようですが、具体的にどのような調査研究をやられていて、実際に成果があって、どういうふうにそれぞれの分野のものに反映された実績があるのか、お聞きしたいです。質問は以上でございます。

○木村会長

ありがとうございます。1つ目に関しては、12ページのいわゆる健康食品の検査の医薬品成分検出検体数1件というところですか。この注意喚起のやり方がホームページということですが、もう少し、アラートとして例えばスマホ等でということでした。ただ、県の方としては、地震とかコロナとか内容や緊急度にもよるかと思いますが、この辺りは考えていますでしょうか。

○諸角薬務課長

この事業を所管している薬務課長の諸角と申します。委員がおっしゃるように、どなたが買って、まだ手に持っているか分からないので、より多くの県民の方にこの情報はお伝えした方がいいと薬務課でも思っております。ただ、なかなかお1人お1人に連絡する手段が今のところないので、今とっているのはこの資料に記載のとおりでございます。

今回について、県のホームページに記者発表資料も載りますが、記者発表をさせていただいて、神奈川新聞に記事として掲載していただきました。このように、ただホームページに載せるだけではなくて、マスコミの力もお借りしながら、広く周知しているのが現状でございます。

しかしながら、委員のお話も分かりますので、例えば、先ほどの食の安全・安心のツイッターのアカウントがありますので、そういったものに新たに載せることも考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○木村会長

ありがとうございました。真鍋委員、今の回答について、よろしいでしょうか。

○真鍋委員

はい。

○木村会長

次に、2つ目ですが、6ページのいわゆる調査研究についてです。これが具体的にどういう研究をしていて、その成果というのはどう役に立っているかという質問です。答えられる範囲でお答えをお願いします。

○農政課 原グループリーダー

農政課の原と申します。農業技術センターにおける、この食の安全・安心に関わる技術開発については、例えば、キャベツの根こぶ病の発生への対応があります。この病気に対して通常は、農薬等を使って防除しますが、一律的に農薬を散布した場合、病原菌の少ない健康な土壌では、農薬を必要以

上に散布することになり意味がありません。そこで、土壌の健康診断を行い、その健康診断の結果に応じて、適量の農薬を散布するためのマニュアルを作成して、農家の方に伝えています。以上です。

○木村会長

ありがとうございました。真鍋委員、今の回答について、よろしいでしょうか。

○真鍋委員

今日は、畜産や水産については、分からないってことですか。

○木村会長

畜産や水産の研究についても、その時勢によって、いろいろな研究テーマに変わっていくと思いますので、どのような方向性を持って研究を展開しているか、そして、その成果はどうフィードバックできているかという御回答でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○畜産課 佐藤課長代理

畜産課の佐藤と申します。畜産技術センターでは、食の安全・安心に直結することではないかもしれませんが、例えば、地元産の畜産物を供給するための素畜を開発することで、地産地消を通じた消費者への安全・安心な畜産物の提供に取り組んでいます。あと、研究とは異なりますが、普及指導員が小学校の食育の授業で、畜産物がどのように作られていくのかを分かりやすく御説明して、食育を通じて食品に関心を持ってもらう取り組みをしているところです。以上になります。

○木村会長

ありがとうございました。真鍋委員、よろしいでしょうか。

○真鍋委員

はい。

○木村会長

大変活発に御議論いただいているところですが、全体的に時間が少し押して参りました。もし、この案件どうしても、御質問があればお受けいたしますがいかがでしょうか。はい、それでは吉田委員よろしく申し上げます。

○吉田委員

吉田でございます。今、情報や食品表示について、いろいろな方からも御意見があったと思いますが、この資料で言うと 19 ページ 20 ページのところに、小学校の食育の推進ということで、ホームページへの掲載と、リーフレットも配布しているとあります。消費者というのは、県民全体ですが、子どもの頃からの教育ということがとても大切になります。消費者教育として、教育の場で「食品表示を見ながら、正しく判断できる力をつけましょう」という内容が文科省の指導要領にも入っております。



20 ページの「ク」にある食育の推進に関する情報提供で、小学校のリーフレット内容が「食中毒ってなに?」、それから「食中毒を防ぐための3つの約束!」とありますが、そのような観点から、これらに食品表示の見方に関する詳しい資料等を一緒に加えて配布していただけないでしょうか。おそらく家庭科の先生なども新しい情報を御存知ないと教育はできないと思いますので、学校教育を上手く利用して、消費者教育ができるようにしていただけると、すごく助かると思います。御提案としてよろしくをお願いします。

○木村会長

ありがとうございました。食品表示の見方について、小学校の段階からリテラシーをつけるということです。リーフレットに入れて積極的に小学校の方に情報提供し、教育に使ったらどうかという御提案ですけども、お受けいただくということで、よろしいでしょうか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

ありがとうございます。小学校への今年度のリーフレット配布は終わっておりますが、次年度のリーフレットの内容を今年度の後半から検討しますので、反映は来年度以降になってしまいますが、今いただいた御意見を参考に内容を検討して参ります。ありがとうございました。

○木村会長

どうもありがとうございました。まだ御質問あるかもしれませんが、時間になりました。今日欠席の委員が何人かいらっしゃいますが、欠席委員からの御意見等がありますでしょうか。

○生活衛生課 國友技幹

本日欠席の萩原委員から御意見をいただいておりますので、お伝えいたします。よかった点について、7ページの「(1) 食品営業施設等における自主管理の促進」において、コロナ禍にもかかわらず、eラーニングを活用し、令和4年度の実績として計画には及ばないものの、前年度の約2倍の回数の衛生講習会を開催されたことは、HACCPに沿った衛生管理の周知普及が必要とされるこの時期に大きな成果と考える。

9ページの「(1) 食品営業施設等に対する監視指導」において、令和4年度は大規模製造・大規模調理施設の監視指導をほぼ計画通り実施したことは、新型コロナウイルス感染拡大の環境下にあったにもかかわらず、健闘した生活衛生課の活動に敬意を表したい。

14ページの「(1) 食品営業者における指導的立場の人材育成」に関し、助言指導できる人材の育成のための講習会の開催が計画数は下回ったものの、令和3年度の2倍、実施できたということについてもよかった点である。というコメントをいただいています。

また、改善の機会についてということで、情報発信の指標としてURLへのアクセス件数の経時的変化を報告されていますが、この結果を踏まえて、アクセス件数を分析し付記されると、今後の活動の方向性や施策の妥当性が確認できて良いと思いますというコメントをいただいております。

御意見といたしましては、21ページの「シ」の食中毒の注意喚起について、夏場の1週間、注意喚起を行ったとのことですが、もう少し長い期間、注意喚起や啓蒙を検討してはいかがでしょうかという御意見をいただいています。また、プッシュ型情報発信についても検討してはいかがでしょうかと

いう御意見をいただいております。

○木村会長

ありがとうございます。これに関して、御提案とか御質問、特に食中毒の注意喚起について、1週間という短期間ではなく、もう少し長くとか、あるいはプッシュ型情報発信というようなどころに関して、御回答いただけますか。

○生活衛生課 國友技幹

はい。御意見でいただいた食中毒の注意喚起の情報発信方法及び期間についてですが、神奈川県で食中毒予防週間を1週間定めており、この期間は特に集中的に注意喚起をするということでありまして、その1週間以外はやっていないということではありません。機会をとらえて、人が集まる市民まつり等にブースを出したりしまして、年間を通じて食中毒の注意喚起を行っているところです。

また、プッシュ型の情報発信につきましては、工夫はしているところですが、なかなか難しいところでもありますので、良いアイデアをいただければと思っております。以上です。

○木村会長

ありがとうございました。それでは、これで議題1つ目については審議を終わらせていただきます。次に、2つ目の議題、「神奈川県食の安全・安心審議会委員の任命時期の見直しについて」を事務局から説明をお願いします。

○生活衛生課 國友技幹

資料2について御説明いたします。審議会委員の任命の時期の見直しについてです。

「1 現状」を御覧ください。神奈川県食の安全・安心審議会は、食の安全・安心の確保に関する重要事項につき、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することを目的に設置しています。このため、3年間の中期計画である「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」の改定にあたっては、条例に基づき、審議会へ諮問をしています。指針の改定の年は、夏頃までの実施結果を取りまとめ、秋頃に諮問し、パブリックコメントを実施した上で、2、3月頃に答申を受けています。一方、審議会委員の任期は1月1日から翌年の12月31日までの2年間です。このため、指針改定と委員改選が重なってしまう年度は、委員の任期満了前の12月中に答申を受ける必要があります。

「2 課題」として、指針改定と委員改選が重なってしまう年度では、指針の改定内容を検討するための時間を十分に確保できないことが挙げられます。

「3 今後の対応(案)」を御覧ください。委員の任命時期の始期を現行の1月から4月に見直して、次回改選後から、委員の任期を令和6年4月1日から令和8年3月31日としたいと考えております。現委員の任期の満了は今年の12月までで、変更はございません。

今後のスケジュールですが、今年度2回目の審議会は、現委員の皆様の任期内に、来年度の行動計画案に対する意見をお聞きするため、12月に開催します。次期委員を令和6年4月から任命しまして、令和6年度は次期指針について諮問がありますので、第1回審議会を秋頃開催して次期指針の素案をお示しします。第2回審議会は2、3月に開催して、次期指針案をお示しし、その後、答申をいただき

ます。それ以降の年は、7月に第1回審議会を、2月に第2回審議会を行う流れになります。資料の御説明は以上でございます。

○木村会長

はい、ありがとうございます。任期を実質的な審議の実態といいますか、効率的な審議ができるように変えるということです。年度末までという形なので、12月末から年度末という形にしたいというのですが、これについて委員の皆様から何か御意見、御質問等ございますか。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

欠席の委員からはこの件に関して、御意見ありますでしょうか。

○生活衛生課 國友技幹

萩原委員から、委員の任期期間を年度にあわせ4月から3月にすることは良いと思います。という御意見をいただいております。

○木村会長

ありがとうございました。活発な御意見をいただきましてありがとうございました。任命時期の見直しに関して承認いただきましたので、事務局案どおりとさせていただきたいと思います。事務局他に何かありますか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

特にございません。

○木村会長

ありがとうございます。それでは皆様、本日予定しておりました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○大島生活衛生課長

長時間にわたり、御熱心に御審議いただきましてありがとうございました。議題1のところでも多くの委員の皆様から、リスクコミュニケーションあるいは情報発信について、いろいろな御指摘、御意見いただきました。このことについては、以前からも御意見をいただいております、やはり我々だけでは、それなりに工夫はしているつもりですが、なかなか難しいこともあって、先ほど担当も申しておりましたが、皆様も含めた民間の方々のお知恵、お力をお借りしていくことも考える必要があると認識しました。本当にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえ、本年度の行動計画に基づき、しっかりと実施していきたいと思っております。

それではこれもちまして、令和5年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会を閉会いたします。ありがとうございました。